

# くらしネット

kochi

2019年度  
第4号

そんなつもりじゃなかった。。。

後悔する前にまず消費生活センターへご相談を!



あなたも、こんな体験をしていませんか?最近、県内で増えている無料商法の被害。無料商法とは、「無料サービス」、「無料体験」など、「無料」をうたい文句に実際は高額な商品やサービスを提供することです。今回は、そんな無料商法の手口を紹介します。無料やお試しと言われても、申し込む前にもう一度考えてみましょう。そして、少しでも不安やおかしいと感じたら、迷わずお近くの消費生活センターへご相談ください。

## 〈無料商法の手口〉

そんなつもりはなかったのに!  
～無料ほど怖いものはない～

街中を歩いていたら、「無料体験だからぜひ試してみてください」と言われて事業者につれて行かれ、サービスなどの提供後、高額な商品やサービスの契約を勧められるトラブルもあります。

エステや美容医療など、複数回にわたって施術を受けることが多いものは、契約期間が長くなる場合があり、その間に、関連する美容用品(美顔器や化粧品など)の購入を勧められるケースもあります。

友達から紹介された無料サンプル・・・のはずが  
後日、請求書が届いてびっくり!

インターネットで「ダイエット効果あり」、「有名人も使用」などの広告を見て、無料サンプルを申し込んだつもりだったが、実際は定期購入契約だったというトラブルが増加しています。下記のような表示で、消費者の意思に反し、定期購入契約を誘導するケースがあります。

- 「お試し価格」、「初回無料」などの文字を目立たせ、お得感を過度に強調するような広告表示
- 2回目以降は自動的に定期購入へ切り替わるという規約を小さく表示

## トラブル防止のポイント

### ◆執拗な勧誘へは「契約しない」とはっきり意思表示を

「契約しても後で何とかなる」とその場しのぎで契約してしまうことはトラブルの元です。勧誘を断る際には「契約しません」、「必要ありません」とはっきり意思表示をするようにしましょう。「今は時間がない」といったあいまいな言葉では、あなたの意思は相手に伝わりません。

### ◆「お試し価格」、「初回無料」などをうたう広告をみたら慎重に

小さい文字で「6か月以上の購入が条件」などと書かれ、定期購入契約であることに気づかず、長期にわたる高額な契約をしてしまう可能性があります。規約はしっかりと読み、契約条件を十分に理解したうえで契約しましょう。

今だけお得!  
か…、おいしい話  
だわ。うふ♡



※本内容は、県民生活・男女共同参画課が発行している新成人向け啓発冊子の「オトナガク」の内容の一部を編集して作成しています。

## クイズで学ぼう!お金のイロイロ(問い)

知るぽるとHP「くらきんクイズ」より  
※金融広報中央委員会の広報誌「くらし塾 きんゆう塾」から出題されたクイズです。



知るぽるとキャラクター  
矢口一海(矢口家の長女)

Q. キャッシュレスの決済手段は、店舗における決済形態とお金の支払い形態(精算方法)で分類することができるが、決済形態と支払い形態の組み合わせは一通りではない。

- ①正しい
- ②誤っている

答えは次のページ⇒

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報・学習支援活動を行っている団体です。

## 知るぽると

www.shiruporuto.jp  
高知県金融広報委員会  
(事務局 日本銀行高知支店総務課内)

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会

検索